

## 法令等遵守責任者資格制度の運用を開始

一般社団法人 日本損害保険協会（会長：船曳 真一郎）は、改正保険業法（2026年6月1日施行予定）において、特定大規模乗合損害保険代理店に対して設置が義務付けられる法令等遵守責任者および統括責任者（以下「法令等遵守責任者等」）向けの法令等遵守責任者資格制度の運用を2026年6月1日から開始いたしますので、お知らせいたします。

### 1. 特定大規模乗合損害保険代理店における法令等遵守責任者等の設置

特定大規模乗合損害保険代理店は、保険募集の業務を行う営業所又は事務所ごとに、保険募集の業務を行う役員又は使用人に対し、これらの者が法令等を遵守して保険募集の業務を実施するため必要な助言又は指導を行う者として、法令等遵守責任者を設置する必要があります。また、本店又は主たる事務所に、法令等遵守責任者を指揮するとともに、特定大規模乗合損害保険代理店の役員又は使用人に対し、これらの者が法令等を遵守して保険募集の業務を実施するため必要な助言又は指導を行う者として、統括責任者を設置する必要があります。

特定大規模乗合損害保険代理店の要件は以下のページをご覧ください。

[https://www.sonpo-dairiten.jp/daigaku/hourei\\_jyunsyu.html](https://www.sonpo-dairiten.jp/daigaku/hourei_jyunsyu.html)

### 2. 法令等遵守責任者資格の取得要件

資格取得の要件は以下のページをご覧ください。

[https://www.sonpo-dairiten.jp/daigaku/hourei\\_jyunsyu.html](https://www.sonpo-dairiten.jp/daigaku/hourei_jyunsyu.html)

### 3. その他（「生損保兼営代理店向けの試験」の見送りについて）

損保代理店試験サイトにおける2025年8月20日付けのご案内（[リンク](#)）において、「生命保険業界の資格取得に必要な学習内容も加えた『法律単位』（CBT試験）を2026年6月からご提供する予定です。」と案内しておりましたが、2025年12月に公表された特定大規模乗合損害保険代理店および特定大規模乗合生命保険募集人の要件等を踏まえた受験予定見込者数や、当該試験制度に係るシステム構築費用等を考慮すると、受験手数料が極めて高額となることを見込まれるため、実施を見送ることとなりました。

つきましては、生命保険業界の資格取得が必要な代理店においては、生命保険協会が実施する試験を別途ご受験くださいますようお願いいたします。

なお、生命保険業界および損害保険業界の両資格が必要な方の学習負担を軽減する観点から、テキストの一部を共通の内容で作成しています。

詳細は以下のページをご覧ください。

[https://www.sonpo-dairiten.jp/daigaku/hourei\\_jyunsyu.html](https://www.sonpo-dairiten.jp/daigaku/hourei_jyunsyu.html)